

Advisory staff Report

病気にならない人をつくる役割を担っている

アドバイザースタッフ研究会が秋期研修会を開催

サプリメントの適正使用を助言する専門家として、民間団体がNR・サプリメントアドバイザーや健康食品管理士などを養成している。資格取得者は、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師などの医療資格を持つ人が多い。これらのアドバイザーが会員となるアドバイザースタッフ研究会（代表世話人：千葉一敏）は9月24日に都内で、2017年秋期研修会を開催、約150名の会員が参加した。研修会では、代表世話人の千葉氏が「アドバイザースタッフの健康食品相談」の状況を調べたアンケート結果の概要を紹介した。

資格取得者は2万名を超える

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフについて厚労省は、平成14年2月に次のような通知を出している。

「多種多様な保健機能食品等が流通する中、消費者が自分の健康の維持増進等の目的に合致した食品や消費者の食生活状況や健康状態に応じた食品を、安全にかつ適切に選択し、摂取することを可能とするためには、これらの食品の持つ成分の機能及びその活用方法等について理解し、正しく情報を提供できる助言者、すなわち、アドバイザースタッフが適宜置かれていることが重要である」（平成14年2月21日食発第0221002号 厚生労働省医薬局食品保健部長）一。

現在、アドバイザースタッフは、一般社団法人日本臨床栄養協会が認定する「NR・サプリメントアドバイザー」、一般社団法人日本食品安全協会が認定する「健康食品管理士」、公益財団法人日本健康・栄養食品協会が認定する「食

品保健指導士」などがあり、これら資格取得者の総数は2万名を超えられている。アドバイザースタッフ研究会は、資格取得者のスキルアップと情報提供を行う団体で、会員は約2,000名。9月24日の研修会では、2017年の研修会を受講した会員を対象に実施した相談内容に関するアンケート調査の概要が発表された。

医薬品との併用での相談経験は6割

アンケート調査は、今年3月25日から4月23日までの期間に、東京、大阪、福岡、名古屋で開催された計6回の研修会に参加した会員を対象に行ったもので、488名から回答を得ている。

患者や一般消費者から「健康食品の相談を受けるか」の質問では、「よく受ける」は39名（8%）、「時々受ける」は223名（46%）となり、5割以上の会員が日常業務の場で健康食品の相談を受けていることがわかった。次に、「医薬品を使用している人から、健康食

品との併用について質問を受けたことがあるか」を聞いたところ、「よくある」(64名、13%)と「時々ある」(231名、47%)を合わせると、「ある」は6割にのぼった。

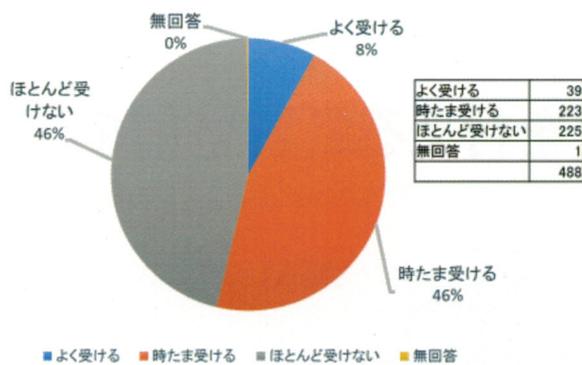
さらに「ある」と答えた295名に、「医薬品を使用していることを理由に、健康食品の中止を勧めたことがあるか」を聞いた結果、「ある」は141名（48%）、「ない」は150名（51%）とほぼ二分していた。

次に、患者や一般消費者に、「病気の改善や予防目的で健康食品を勧めたことはあるか」を聞いた質問では、「ある」は148名（30%）、「ない」は322名（66%）という結果となった。

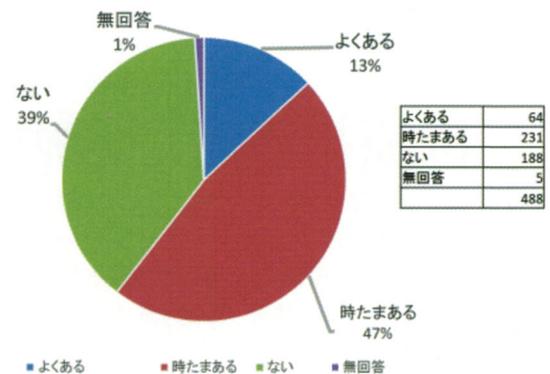
千葉氏は、「健康食品・サプリメントは、病気の治療を目的として用いるものではないこと、弱者（病者、妊婦、小児、高齢者）を対象とした安全性試験などは行われていないこと」を伝えていくことの必要性を強調した。その上で、消費者と健康食品・サプリメントの間に専門家が入り、しっかりフォローしていけば、弱者にも適正な利用を提案することができるとして、次のように述べた。

「例えば病者でも、その病気以外で、健康維持増進を求めている方はいますし、QOLの改善を求めている方も大勢います。妊婦の場合は、厚労省が妊娠前、妊娠初期においては葉酸を補うことを奨励

あなたは、日頃、患者さん、一般消費者の方から健康食品の相談を受けますか？



医薬品を使用している方から、健康食品との併用について質問を受けた事がありますか？



しています。また、小児の中には食が細く、栄養素が十分に取れない子供もいます。将来、病気を助長するかもしれないスナック菓子を、機能性のある食品へ置き換えるようアドバイスすることも大切です」(千葉氏)。

相談できる場をつくる必要がある

病気の治療は医療機関を受診すること、そして健康づくりの基本はバランス良い食事と適度な運動が基本。健康食品などはそれを補完するものである。こうした点を踏まえ千葉氏は、アドバイザリースタッフの役割として、①健康食品による健康被害の未然防止、②健康食品と医薬品との相互作用チェック、③健康食品による経済被害の防止、④健康食品相談を通じて食事や運動などの生活指導、⑤健康食品相談を通じて消費者の不安解消一の5点を挙げた。この5点を念頭に置いて相談にあたるのが、健康被害の防止、利用者の安全・安心につながるという。

健康食品市場は、1兆8,000億円市場と推定され、国民の6割が利用していると言われている。健康維持や症状改善を目的にサプリメントを利用する人が増える傾向にある一方で、健康被害等のトラブルや不安と隣り合わせで商品を

選んでいる人が少なくないのが実態だ。“健康食品は食品だから安全”という利用者側の過信もある。

このため千葉氏は、「第三者的な立場で、健康食品相談に応じられる場が必要。そのためにも医療機関や薬局での健康食品相談、そして市民講座での啓発セミナーなど、アドバイザリースタッフが活躍できる場をつくる努力が必要」と訴えた。

安倍首相は、平成25年6月に行った成長戦略第3弾スピーチにおいて、「健康食品の機能性表示を解禁いたします。国民が自らの健康を自ら守る。そのためには、適

確な情報が提供されなければならない」と述べた。

病気になってからお金を使う時代から、病気にならないためにお金を使う時代になった。正しい情報提供と、サプリメントの適正使用を助言するアドバイザリースタッフは、病気にならない人をつくるという大きな役割を担っていると言えるだろう。

「消費者の方は、相談したいことをたくさん抱えています。その相談場所を提供することが、病気にならない人々を多くするための第一歩だと思います」(千葉氏)。

アドバイザリースタッフ研究会とは

健康食品・サプリメントのアドバイザリースタッフのための情報提供を行う団体として2013年4月に発足。会員は、独立行政法人国立健康・栄養研究所が創設し、平成24年4月に一般社団法人日本臨床栄養協会に移管された「NR・サプリメントアドバイザー」をはじめ、一般社団法人日本食品安全協会が認定する「健康食品管理士」、公益財団法人日本健康・栄養食品協会が認定する「食品保健指導士」など約2,000名。薬剤師や管理栄養士、臨床検査技師などの医療資格を持つ人が多い。

研究会では、メールマガジンでの情報発信と、研鑽の場として各地で研修会を開催している。

研究会への問合せは、info@advisory-staff.org までメールで。
ホームページ <http://advisory-staff.org>